

令和5年度弁理士試験に係る新型コロナウイルス感染症等の感染防止対策について (更新)

令和5年5月9日

工業所有権審議会弁理士審査分科会

令和5年度弁理士試験の実施にあたり、新型コロナウイルス感染症等の感染防止対策を下記のとおりとします。

記

1. マスクの着用等について

- 試験会場内では、試験中のマスク着用は個人の判断に委ねます。なお、試験時間中の本人確認のための写真照合の際、マスクを着用されている方については、試験監督員の指示に従い、マスクを一時的に外してください。
- 試験当日、フェイスシールド（透明で顔全体の表情等が試験監督員等から確認できるものに限る。）や手袋（透明で音が出ないものに限る。）を使用することは差し支えありません。使用する場合は、フェイスシールドや手袋は試験開始時刻までに着用してください（物品の形状等によっては、使用を認めない場合もありますので、試験監督員等の指示に従ってください。）。
- 休憩時間や昼食時も含めて、近接した会話を避けることが感染防止対策として有効です。
- 携帯用手指消毒用のアルコール液を持参しても差し支えありません。ただし、試験時間中はカバン等にしまってください。
- 使用済みのマスクやウェットティッシュ等につきましても他のゴミと同様に、各自でお持ち帰りください。

2. 試験室等の換気について

試験室等は、換気のため、試験時間中も含めてドア等を開放することがあります。室温の高低に対応できるよう服装には注意してください。

3. 試験会場入口での検温について

試験会場入口での検温は実施しませんが、時間に余裕を持って試験会場に到着するようにしてください。

4. 試験会場入り口の消毒液設置について

試験会場入り口に消毒液を設置しますので、適宜ご使用ください。

5. 体調不良の場合

- 試験当日の朝、検温など自身による健康状態を確認し、発熱がある場合のみならず、咳、のどの痛み、倦怠感、息苦しさ、味覚・嗅覚の異常など、体調に異変がある場合は、他の受験者等への影響を考慮し、受験を控えていただくようお願いします。
- 新型コロナウイルス感染症等に罹患し、試験当日に入院中又は自宅療養や宿泊療養を求められている者は、受験できません。
- 試験中に体調不良を感じた場合は、直ちにその旨を試験監督員に申し出てください。
- 健康状態を確認した上で、受験を拒否することがあります。

6. 会場運営者側の感染防止対策

試験の実施にあたっては、次に掲げる感染防止対策を講じます。

- 監督員が口頭で注意事項等を説明する際、受験者との十分な間隔の確保に努めます。
- 試験会場の全スタッフは、出勤前に検温を行い体調不良等異常が無いことを確認した上で、体調不良がある場合は出勤しないこととします。
- 感染予防のため、試験監督員にはマスクの着用を義務付けます。
- 会場スタッフは、試験開始前や試験終了後の入退場混雑時における受験者の誘導を的確に行います。

7. その他

- 感染防止対策の徹底に関して、上記の事項を順守していただけない場合や、当日試験会場での試験監督員等の指示に従わない場合等には、受験をお断りすることがあります。
- 感染防止の必要に応じて、氏名、緊急連絡先が保健所等の公的機関へ提供され得ることを予めご了承ください。
- 日本に帰国・入国して試験を受験する方については、国の防疫対策に基づき行動していただく場合がありますので、余裕を持って帰国・入国するよう、御留意願います。
- 今後、感染症をめぐる状況が大きく変化し、実施方針等に変更が生じた場合には、特許庁ホームページに掲載してお知らせします。